

1. 復興の理念

みなでともに乗り越えよう、私たちのふるさと なみえ の再生に向けて
～今、踏み出そう、幸せな暮らしの道へ～

- ・ 1日も早い町への帰還を望む町民がいる一方で、気持ちとしては戻りたいものの放射線等への不安から町への帰還をためらう町民もいます。
- ・ しかし、なみえがすべての町民のふるさとであることに変わりはありません。「戻れるものなら戻りたい」という思いに応え、ふるさとのなみえの再生を図っていくことは多くの町民に共通する願いと思われれます。
- ・ 町民、事業者、行政が同じ目標に向かって力を合わせることで、大震災と原発事故を乗り越え、私たちのふるさとである なみえ を再生させていくこと、そして、すべての町民が、震災以前通りに学び、働き、家族とともに生活できる幸せな暮らしの道に踏み出すことが必要になっています。

2. 復興の基本方針

- 当面の避難生活を乗り越えるとともに“絆”を深め、なみえの心を未来につなごう
避難先の自治体や様々な団体と協力・連携しながら、避難生活の安定化、賠償対策を強力に推し進め、避難を余儀なくされている町民の生活再建を図り、当面の避難生活を乗り越えていくとともに、町民と浪江町との絆の深化や、教育環境の改善や教育の質の向上による将来の浪江町を担う人づくりを進め、なみえの心を未来につないでいきます。
- 安全・安心な暮らしを取り戻そう
除染、放射線の管理、徹底した健康管理などによって放射能不安を払しょくすることを目指すとともに、インフラを復旧し、防災・減災に配慮したまちづくり、居住環境の確保を図ることにより、町民の誰もが安全・安心に暮せる環境に取り戻していきます。
- 震災前より暮らしやすい、元気なまちを実現しよう
健康づくり、医療体制、福祉、それ以外の公共サービスの充実などによって、町民生活の再生を図るとともに、既存産業の復興と新たな産業の創造などが図られ、震災前より暮らしやすく元気なまち実現していきます。

3. 復興までの道筋

○直近目標：被災者の生活再建進展、ふるさと再生への着手

避難期の生活再建策が進展するとともに、除染やインフラ復旧を着実に進めます。

○短期目標：被災者の生活再建、町内の一部の地域への帰還開始

避難期における生活の再建がなされているとともに、インフラ復旧、除染が大幅に進展し、町内の一部の地域（避難指示等が解除された地域）へ町民が帰還を開始します。

○中期目標：すべての町民の避難生活の終了

帰還できる環境が整い、戻ると判断する町民は町に帰還し、なみえでの暮らしが始まります。また、戻ることが難しい町民の方も、安定した居住や就労の場を得て落ち着いて生活しています。

戻ることが難しい町民の方のために、避難先自治体との連携強化、町民が集まって安定的に生活できる復興住宅の整備、財産を含めた賠償の働きかけに努めます。

○長期目標：震災以前より暮らしやすく、元気のある浪江町へ

原子力災害を克服し、震災以前より暮らしやすく、元気のある浪江町に生まれ変わっています。町に帰還した町民はもちろんのこと、町外での生活を選択した町民も生活基盤をしっかりと築き、すべての町民が幸せな暮らしを取り戻しています。

4. 復興に向けた主要な施策

〔主要施策の体系〕

当面の避難生活を乗り越えるとともに
“絆”を深め、なみえの心を未来につなごう

当面の避難期における生活の安定

町民の方々が避難先等で落ち着いて生活できるよう、生活再建、居住や就労を支援します。

- 直近の避難生活安定の促進
- 賠償対策の強化
- 避難先自治体との連携
- 所在確認の徹底
- 人と人との絆づくり
- “ふるさとなみえ”と町民との絆づくり
- 子供たちの学習機会の充実
- 放射線管理及び健康管理
- 行政・公共サービスの安定供給

※下線で記載のある項目は、他の分野において重複記載のある項目となっています。

町民となみえを繋ぐ“絆”の深化

町民どうしの“絆”を、町民と浪江町との“絆”を深めよう。一人でも多くの町民が将来的に町に帰還できるよう、絆の維持に努めよう。

- 人と人との絆づくり
- “ふるさとなみえ”と町民との絆づくり
- 生涯浪江町との絆を保つ取組

将来のなみえを担う人づくり

学校等の再開、教育環境の向上や高等教育機関の誘致などにより、将来の浪江町を担う優秀な人材を育成しよう。

- 保育所、幼稚園、小中学校、高校の再開
- 子供たちの学習機会の充実
- 高等教育機会の創出
- 生涯学習の推進
- 雇用・就業支援

安全・安心な暮らしを取り戻そう

放射線の不安がないまちづくり

町内のどこでも放射線の心配をせず、安心して生活が出来るようにしよう。

- 徹底した除染
- 放射線管理
- 健康管理

防災・減災に配慮したまちづくり

安心して暮らすことができる防災・減災に配慮したまちづくりを進めよう。

- インフラの整備
- 防波堤、防潮堤の整備
- 緊急避難道や広域交通網の復旧・整備
- 居住の場の確保
- 防災計画の見直し、災害対応力の向上
- 津波被災のあった地域の新しい都市計画
- 大災害の記憶の継承・発信

震災前より暮らしやすい、元気なまちを実現しよう

みんなが健康で暮らすまちづくり

震災前より快適で暮らしやすく、全ての町民がいきいきと幸せな生活を送れるまちを作ろう。

- 行政・公共サービスの安定提供
- 継続的な健康調査の実施
- 高度先進医療・研究機関の誘致

産業の復興と創造

既存産業の復興と新たな産業の創造により、若い世代が戻ってこられるような雇用の場を生み出そう。

- 農業の復興
- 水産業の復興
- 林業の復興
- 商工業の復興
- 産業の復興と発展
- 観光の振興
- 再生可能エネルギーによるまちづくり

復興に向けた主要施策の展開スケジュール

 (赤破線): 検討・準備過程
 (黒実線): 本格実施
 (青点線): フォローアップ・改善過程

施策項目		直近 H23～ H24 前半	短期 H24 後半～ H26	中期 H27～ H28	長期 H29～	
当面の避難生活を乗り越えるとともに“絆”を深めなみえの未来をつなごう	当面の避難期における生活の安定	直近の避難生活安定の促進	←→	→		
		仮設住宅の居住環境の改善	←→	→		
		避難先での居住の場の確保	←→			
		就労支援の強化	←→	→		
		一時帰宅の改善・充実と継続実施	←→	→		
		仮設住宅入居の高齢者対策	←→	→		
		賠償対策の強化	←→	←→	←→	
		避難先自治体との連携	←→	→		
		所在確認の徹底	←→	→		
	町民となみえを繋ぐ“絆”の深化	人と人との絆づくり	←→	←→		
		“ふるさとなみえ”と町民の絆づくり	←→	→		
		生涯浪江町との絆を保つ取り組み			←→	←→
	将来のなみえを担う人づくり	保育所、幼稚園、小中学校、高校の再開	←→	←→		
		子どもたちの学習機会の充実	←→	→		
		高等教育機会の創出	←→	←→	→	
		生涯学習の推進	←→	←→	→	
雇用・就業の支援		←→	←→	→		
安全・安心な暮らしを取り戻そう	放射線の不安がないまちづくり	放射線管理	←→		→	
		徹底した除染	←→		→	
		健康管理	←→		→	
	防災・減災に配慮したまちづくり	インフラの整備	←→	←→	→	
		防波堤、防潮堤の整備		←→	→	
		緊急避難道や広域交通網の復旧・整備		←→	→	
		居住の場の確保	←→	→		
		防災計画の見直し、災害対応力の向上	←→	→	←→	
		大災害の記憶の継承・発信	←→	←→	→	
		津波被害のあった地域の新しい都市計画	←→	→		
震災前より暮らしやすい、元気なまちを実現しよう	みんなが健康で暮らすまちづくり	行政・公共サービスの安定提供	←→		→	
		継続的な健康調査の実施	←→		→	
		高度先進医療・研究機関の誘致			←→	→
	産業の復興と創造	農業の復興	←→	←→	→	
		水産業の復興	←→	←→	→	
		林業の復興	←→	←→	→	
		商工業の復興	←→	→		
		産業の復興と発展			←→	→
		再生可能エネルギーによるまちづくり			←→	→
		観光の振興			←→	→

「4-1-1. 当面の避難期における生活の安定」

1. タイトル

「町民の方々が避難先等で落ち着いて生活できるよう、生活再建、居住や就労を支援します」

2. 背景

本町は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、警戒区域及び計画的避難区域に指定され、長期の避難生活を余儀なくされています。震災から現在まで現行の災害救助法をもとに支援を行ってきましたが、二次避難所の完全閉鎖に伴い、県からの支援物資の提供は打ち切りとなります。今後は仮設住宅等への入居により、仮設住宅の自治会の設立・運営など避難者自ら自立した生活再建が求められ、行政はそれらをサポートすることが求められています。

3. 将来像

雇用創出を図り、当面の避難生活の安定を促し、自らが復興者としての意識が育まれている状態になっています。

また、原発事故による個人への損害賠償事務手続きの事務処理をサポートし、重ねて避難生活の安定が図られています。

情報提供の面では、常に最新の町民の避難先を把握し、正確で素早い情報提供がなされています。

4. 施策推進のための活動方針

当面の避難生活を乗り越えとともに
“絆”を深め、なみえの心を未来につなごう

当面の避難期における生活の安定

町民の方々が避難先等で落ち着いて生活できるよう、生活再建、居住や就労を支援します。

- 直近の避難生活安定の促進
- 賠償対策の強化
- 避難先自治体との連携
- 所在確認の徹底
- 人と人との絆づくり
- “ふるさとなみえ”と町民との絆づくり
- 子供たちの学習機会の充実
- 放射線管理及び健康管理
- 行政・公共サービスの安定供給

※下線で記載のある項目は、他の分野において重複記載のある項目となっています。

今後は避難者が自立し、自らが率先して避難生活の安定を図ることが必要になってきます。直近の避難生活安定の促進、賠償対策の強化、避難先自治体との連携、所在確認の徹底を図るため、仮設住宅の居住環境の改善、就労支援や賠償に関する相談実施、絆づくり、子供たちの学習機会の充実、放射線管理及び健康管理、行政・公共サービスの安定供給、といった施策を短期目標終了時期まで行っていきます。

①直近の避難生活安定の促進

* 仮設住宅の居住環境の改善（年度内～短期）

少しでも快適な避難生活を送れるよう、建屋の寒さ・暑さ対策や敷地内の通路・駐車場の舗装などを進め、仮設住宅の居住環境の改善を図ります。

* 避難先での居住の場の確保（年度内）

災害救助法では、仮設住宅等の入居期間は2年以内とされていますが、町への帰還が可能となる時期まで入居期間が延長されるよう、国、県と協議します。また、県外において公営住宅等に避難している町民が安定した生活を送れるよう、入居期間の延長について避難先の自治体と協議します。

* 就労支援の強化（年度内～短期）

就労相談体制の強化や、避難先の行政や商工会議所・商工会等との連携強化、就労支援関連法等の有効活用を通じて、職業斡旋や就労を支援します。同時に、高齢者等の生きがい対策を含めた雇用対策の強化を図ります。

【 活動内容の例 】

- ・被災者支援に関する法律等を活用した、就労支援事業の展開
 - ・就労相談窓口の設置等、就労支援体制の強化
 - ・避難先の行政、商工会等と連携した職業斡旋・就労支援活動等の展開
 - ・緊急雇用事業の活用や、直近の復旧事業における雇用確保（除染、除草、浪江町内の見回り等）
- ・・・等々

* 一時帰宅の改善・充実と継続実施（年度内～短期）

一時帰宅は、一巡目が終了し、現在二巡目を実施しています。三巡目の実施の際には、町民からの要望に応えられるよう、要件の緩和と手続きの簡素化、住宅の手当てが出来るよう滞在時間の延長、墓参り等による一時帰宅の実施、いわき市側からの出入り等について検討・要望し、一時帰宅の改善・充実を図ります。

* 仮設住宅入居の高齢者対策（年度内～短期）

仮設住宅において、高齢者の入居者が多い現状から、生活ニーズに応えられるよう、また孤独死やその他緊急的な事態に対応できるように、出張所（絆事業）と連携し、高齢者への支援を強化します。

【 活動内容の例 】

- ・仮設内巡回バスの運行発展（経路・頻度等の見直し等）
 - ・夜勤体制の見回りの実施
- 見回りをする方々を仮設住宅入居者から募り雇用を創出する
- ・・・等々

4-1-1. 当面の避難期における生活の安定

* 質の高い公営住宅の確保（年度内～短期）

避難生活が長期関にわたる可能性があることを考慮して、避難生活が完了するまでの間、仮設住宅等から移り、町民が集まって住める場所を新たに整備していくことを検討します。

②賠償対策の強化

* 賠償の強力な要求（年度内～）

当面の避難生活にかかる費用を賠償してもらうことはもちろん、避難生活による精神的な負担、町に戻らない町民の土地・建物等の財産を含め、失ったもののすべてが、納得のいくかたちで賠償されるよう、東京電力、国を強く求めていきます。

* 賠償事務手続きのサポート体制の構築（年度内～）

損害賠償の枠組みについて、提示された内容で納得ができない部分も多く、不満を抱いている町民も少なくはありません。また、分かりにくい原発事故による損害賠償事務手続きも、迅速な賠償の実現の大きな足枷となっています。

そこで、町としての損害賠償に対する考え方や東京電力に対する枠組み是正の申し入れを行うとともに、弁護士等との連携を強化し、手続きの迅速化と明瞭化を図り、スムーズな本払いの実施により、避難生活の安定を図ります。

【 活動内容の例 】

- ・ 役場・各出張所における相談体制の強化（相談窓口の設置、弁護士等との連携強化等）
- ・ 原子力損害賠償支援機構「訪問相談チーム」の定期的な派遣
- ・ 町民を交えた、損害賠償を適正化するための議論の場の創出
→東京電力に対する、考え方や枠組み是正の申し入れの実施
・・・等々

③避難先自治体との連携

* 避難先自治体との行政サービス連携（年度内～）

原発避難者特例法にて、避難先自治体による行政サービスの提供や浪江町との関係維持のための施策が実施できるなどの措置が可能となりました。確実に行政サービスを受けられるようにするため、避難先の自治体と協議を進めていきます。

4-1-1. 当面の避難期における生活の安定

* 各避難先への浪江町民情報の提供（年度内）

当町では、避難先自治体に対し避難者の情報を提供し、避難先でのサービスがスムーズに受けられるようにします。

また、避難先自治体との密な連携のもと、より円滑に事務処理を行うための情報の提供、協力関係の構築にも努めていきます。また必要に応じて、受入自治体との協定を締結し、これまで同様のサービス提供に努めます。

* 防災協定等の締結（年度内）

避難先での自然災害時の対応や防犯・防火対策を盛り込んだ協定を、仮設住宅が設置されている、または浪江町民入居の借上げ住宅が存在している市町村などと締結することにより、万が一の時にスムーズな対応を可能とします。

また、浪江町内で火事になった場合などを想定して、元避難準備区域の市町とも連携を密にし、広域的な援助を求められるよう協定を締結します。締結後も避難先自治体との信頼関係維持のために定期的な話し合いが不可欠です。

* 各種団体との連携（年度内～短期）

避難先の商工会議所・商工会等の地域経済団体、町内会、NPOなどの各種団体と連携し、情報提供・情報発信、就労支援、高齢者の見守り、子育て支援等の避難生活支援の充実に図ります。

④ 所在確認の徹底

* 所在確認方法の再検討（年度内）

避難者の所在情報の把握を今後も強化していきます。これにより、役場からの情報提供がスムーズになるとともに、避難先自治体と連携した行政サービスの提供がより円滑になります。

【 活動内容の例 】

- ・ 所在確認も兼ねた文書の定期的な送付
- ・ 毎月の広報に所在確認のはがきをつけ、住所の変更があった場合は返送してもらうなどの届出制とする

・・・等々

⑤人と人との絆づくり

*新たなコミュニティづくり（年度内～）

現在、仮設住宅で自治組織の立ち上げが始まるなど、新たなコミュニティづくりが進められています。今後は、補助金制度の設立やNPO等の協力により自治会活動の活発化を図るとともに、借上げ住宅や県外に避難している町民との絆を深められる交流会等を開催していきます。

*従来のコミュニティの維持（年度内～）

浪江町では、町民は地域や行政区など地縁の絆で結ばれていました。また、まちを住み良くする活動が、地域や行政区単位で数多く実施されていました。分散している避難生活においても、こういった地縁の絆を維持できるよう、地域や行政区単位での集会を開催するとともに、行政区等の絆づくり活動（集会の開催、行政区通信、避難先名簿の作成等）を支援します。

*交流機会の創出（年度内～）

人と人の絆を作るためには、まず町民同士が顔を合わせ交流することが重要です。そのため、イベントや生涯学習事業等の展開を通して、継続した交流機会を提供していきます。また、県外に避難した方が一時的でも福島県に滞在し、町民同士で交流できる機会を創出します。

*子供同士の交流機会の創出（年度内）

現在、浪江町の子供たちは全国各地に避難しています。子供たちの絆は、浪江町の復興の力であり、維持していくことが重要です。小中学校の学校通信の配信や子供たちの再開の場の提供などを進めます。また、子供の交流を通して、親世代の交流が図られるようにしていきます。

⑥ “ふるさと なみえ” と町民との絆づく

* 浪江町の情報発信の強化（年度内）

現在、「広報なみえ」（月2回）、ホームページ、メールマガジン、フェイスブック、フォトビジョンなど、様々な手段を用い町の情報を発信しています。また「広報なみえ」では、全国の町民の声を届ける「浪江のこころ通信」の連載等により、町民の絆づくりを続けています。今後はこれらの情報伝達手段を有効に活用しつつ、広報内容の充実やよりきめ細やかな広報の実施を行うとともに、町民や事業者1人1人の生活再建状況の紹介など町民の「今」をお知らせする取り組みなどを通して、町民の絆をつなげる施策を展開します。

* 浪江町の伝統文化等に触れる機会の提供（年度内）

浪江町では、伝統芸能や祭りなど様々な伝統文化があり、町民の手によって守られてきました。十日市等の伝統的なお祭りを継続的に開催、田植踊りや神楽等の伝統芸能を保存し、この伝統文化の火を絶やすことなく続けていくことが、“ふるさと なみえ”を忘れないことにつながります。また、祭り等の実施を通して町民が顔を合わせる機会を提供することで、町民同士の絆の維持にも資することができます。

* 浪江の空気に触れる機会の充実（短期）

現在は一時帰宅により、ふるさとへ帰ることが許されています。今後も定期的な帰宅を続けることで、浪江の空気に触れ、“ふるさと なみえ”との絆の維持を図ります。また、復旧・復興を進めていくなかで、徐々に美しさを取り戻していく浪江町に触れることで、ふるさとへの思いを深めることもできます。

⑦ 子どもたちの学習機会の充実

* 学習支援の充実（検討：年度内～、実施：短期～）

避難以降、子どもたちは、避難先の学校やサテライトなどで学習しています。学習支援の実施等により、制限されている学ぶ機会を増やし、子どもたちの学習意欲の向上につなげていきます。

⑧放射線管理及び健康管理

*** 継続的モニタリングの実施（年度内～長期）**

町内にモニタリングポストを設置し、リアルタイムで監視及び情報発信できる体制を構築します。

*** 放射線量マップの作成・公表（年度内～短期）**

放射線量モニタリングの結果等をもとに、浪江町内の詳細な放射線量マップを作成し、町民に公表します。

*** 線量計の全戸配布（年度内～短期）**

健康で安全な生活を守るため、町民自ら生活域の放射線量を観測できるよう、全世帯に放射線量計を配布します。

*** 内部被ばく検査器の導入と検査の実施（短期）**

町民の継続的な被ばく検査を行うため、内部被ばく検査測定器（ホールボディカウンター）を導入し、長期的な健康管理を行うため、全町民の内部被ばく検査を段階的、継続的に実施します。

*** 甲状腺検査の実施（年度内～長期）**

チェルノブイリ原発事故による小児甲状腺がんの多発を教訓に、子供たちの甲状腺検査を継続的に実施します。

⑨行政・公共サービスの安定提供

*** 行政サービスの情報発信（年度内～長期）**

原発避難特例法により避難先自治体において受けられる行政サービスの情報を、広報誌、ホームページ、フォトビジョン、DM などあらゆる伝達手段を活用し、迅速かつ確実に提供します。

「4-1-2. 町民となみえを繋ぐ“絆”の深化」

1. タイトル

「町民どうしの“絆”を、町民と浪江町との“絆”を深めよう。一人でも多くの町民が将来的に町に帰還できるよう、絆の維持に努めよう」

2. 背景

本町は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、これまで住み続けていたふるさと浪江町を離れた避難生活を余儀なくされています。また、放射線への不安から、福島県外へ避難するケースも多く見られます。

このような避難形態により、当たり前にあった“地域のつながり”や“家族のつながり”が断絶してしまい、避難生活における孤独感や不安感をさらに大きくしています。

一方、仮設住宅での自治組織立ち上げや、「広報なみえ」の再開など、“新たなつながり”を構築する取組みが始められています。また、町民主体の活動として、ご当地グルメ「なみえ焼そば」や、浪江町の伝統文化（踊り、祭りなど）を活用した絆づくり活動も行われ、“伝統的なつながり”も維持されています。

今後、このような活動をさらに充実させていくことで、全ての町民が“ふるさとなみえ”を感じ、古くからのつながりを取り戻し、辛い避難生活を全町民で一緒に乗り越えるためにも、町民の絆の維持と深化が求められています。

3. 将来像

居住地、生活形態に関わらず、“ふるさと なみえ”を感じ、従来当たり前にあった浪江のつながりを生涯持ち続けることができる状態となっている。

4. 施策推進のための活動方針

当面の避難生活を乗り越えるとともに
“絆”を深め、なみえの心を未来につなごう

町民となみえを繋ぐ“絆”の深化

町民どうしの“絆”を、町民と浪江町との“絆”を深めよう。一人でも多くの町民が将来的に町に帰還できるよう、絆の維持に努めよう。

- 人と人との絆づくり
- “ふるさと なみえ”と町民との絆づくり
- 生涯浪江町との絆を保つ取組

浪江町民としての絆を維持し、深化させていくために、町民が顔を合わせ再開する場を提供することによる「町民同士のつながり」や、浪江の状況等の情報発信や一時帰宅による「ふるさと なみえ」と町民とのつながりを維持・深化させる施策を展開していきます。また、居住地や生活形態に関わらず、生涯“ふるさと なみえ”を感じることもできる施策も併せて実施します。

①人と人との絆づくり

*新たなコミュニティづくり（年度内～）

現在、仮設住宅で自治組織の立ち上げが始まるなど、新たなコミュニティづくりが進められています。今後は、補助金制度の設立やNPO等の協力により自治会活動の活発化を図るとともに、借上げ住宅や県外に避難している町民との絆を深められる交流会等を開催していきます。

*従来のコミュニティの維持（年度内～）

浪江町では、町民は地域や行政区など地縁の絆で結ばれていました。また、まちを住み良くする活動が、地域や行政区単位で数多く実施されていました。分散している避難生活においても、こういった地縁の絆を維持できるよう、地域や行政区単位での集会を開催するとともに、行政区等の絆づくり活動（集会の開催、行政区通信、避難先名簿の作成等）を支援します。

*交流機会の創出（年度内～）

人と人の絆を作るためには、まず町民同士が顔を合わせ交流することが重要です。そのため、イベントや生涯学習事業等の展開を通して、継続した交流機会を提供していきます。また、県外に避難した方が一時的でも福島県に滞在し、町民同士で交流できる機会を創出します。

*子供同士の交流機会の創出（年度内）

現在、浪江町の子供たちは全国各地に避難しています。子供たちの絆は、浪江町の復興の力であり、維持していくことが重要です。小中学校の学校通信の配信や子供たちの再開の場の提供などを進めます。また、子供の交流を通して、親世代の交流が図られるようにしていきます。

② “ふるさと なみえ” と町民との絆づく

* 浪江町の情報発信の強化（年度内）

現在、「広報なみえ」（月2回）、ホームページ、メールマガジン、フェイスブック、フォトビジョンなど、様々な手段を用い町の情報を発信しています。また「広報なみえ」では、全国の町民の声を届ける「浪江のこころ通信」の連載等により、町民の絆づくりを続けています。今後はこれらの情報伝達手段を有効に活用しつつ、広報内容の充実やよりきめ細やかな広報の実施を行うとともに、町民や事業者1人1人の生活再建状況の紹介など町民の「今」をお知らせする取り組みなどを通して、町民の絆をつなげる施策を展開します。

* 浪江町の伝統文化等に触れる機会の提供（年度内）

浪江町では、伝統芸能や祭りなど様々な伝統文化があり、町民の手によって守られてきました。十日市等の伝統的なお祭りを継続的に開催、田植踊りや神楽等の伝統芸能を保存し、この伝統文化の火を絶やすことなく続けていくことが、“ふるさと なみえ”を忘れないことにつながります。また、祭り等の実施を通して町民が顔を合わせる機会を提供することで、町民同士の絆の維持にも資することができます。

* 浪江の空気に触れる機会の充実（短期）

現在は一時帰宅により、ふるさとへ帰ることが許されています。今後も定期的な帰宅を続けることで、浪江の空気に触れ、“ふるさと なみえ”との絆の維持を図ります。また、復旧・復興を進めていくなかで、徐々に美しさを取り戻していく浪江町に触れることで、ふるさとへの思いを深めることもできます。

③生涯浪江町との絆を保つ取り組み

* 生涯“ふるさと なみえ”が感じられ・触れられる取り組み（中期～）

浪江町への帰還が可能となっても、放射線等への不安から帰還をためらう町民もいます。そこで、居住地や生活形態に関わらず浪江町の現状を知り、ふるさとを感じる、触れられる取り組みを展開し、生涯にわたって“ふるさと なみえ”との繋がりを保ちます。

【 活動内容の例 】

- ・ TV・インターネット等を活用した浪江町の情報発信の強化
- ・ 定期的な浪江町長からの手紙の送付
- ・ 浪江町への一時滞在ツアーの実施

・・・等々

「4-1-3. 将来のなみえを担う人づくり」

1. タイトル

「学校等の再開、教育環境の向上や高等教育機関の誘致などにより、将来の浪江町を担う優秀な人材を育成しよう」

2. 背景

平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第1原子力発電所の事故による原子力災害によって、避難生活を余儀なくされ、町民の社会・教育を取り巻く環境が大きく変化しました。

子どもたちも通い慣れた学校、友達とも離れ寂しい思いや不安を抱え、保護者も子どもたちの将来に不安を抱きながら生活を送っています。また、避難により多くの人々が失業や休業状態が続いており、避難先ではパートタイムや臨時職員などで正規雇用とまでは至らず、安定した生活を送るには至っていません。加えて中小企業の多くも事業再開を躊躇しており、就業・雇用環境の悪化が懸念されています。

3. 将来像

教育・雇用の分野の諸問題を解決することにより、学んだことから働くことまでを一連の流れで行えるとともに、身につけた力を発揮できる環境が整っています。また、生涯学習の分野では教育だけでは学ぶことの出来ない社会性や豊かな心、健やかな体を育むとともに、生涯にわたりふれ合えたり、楽しめたりできる「生きがい」を見出すことができます。

なみえの復興の柱となる「人づくり」を進めることにより、希望に満ちあふれた子どもたちの笑顔が溢れ、みんなが前を向いて暮らしていけるまちとなっています。

4. 施策推進のための活動方針

当面の避難生活を乗り越えるとともに
“絆”を深め、なみえの心を未来につなごう

将来のなみえを担う人づくり

学校等の再開、教育環境の向上や高等教育機関の誘致などにより、将来の浪江町を担う優秀な人材を育成しよう。

- 保育所、幼稚園、小中学校、高校の再開
- 子供たちの学習機会の充実
- 高等教育機会の創出
- 生涯学習の推進
- 雇用・就業支援

将来のなみえを担う人づくりに向け、学校等の再開に向けた施策の展開はもちろんのこと、子どもたちの学力向上や生涯学習の推進、雇用・就労支援に努めます。また、専門的な学習機会、高等教育機会の創出を図ります。

① 保育所、幼稚園、小中学校、高校の再開

*放射線対策の実施（年度内～）

安心して学べる環境を構築するために、放射線に対する対策を講じていきます。同時に、保護者や地域住民との協力体制等、子供を放射線から守るための基盤を整えます。

*教育環境の整備（検討：年度内～、実施：短期～）

津波や地震、放射線等の影響から浪江町の教育環境は大きな打撃を受けました。そこで、教育環境を復旧していく中で、より安心して学べる環境を構築していきます。その際は地域、保護者などへしっかりとした意向調査を実施したうえで、徹底した除染や、必要に応じ校舎等の耐震化改修に努めます。

*心のケア対策の実施（年度内～）

多くの子どもたちが震災により心に傷を負っています。学校などにカウンセラーを配置する、保護者の不安解消のため相談窓口を設置する等、メンタルケア対策の充実を図ります。

②子どもたちの学習機会の充実

*学習支援の充実（検討：年度内～、実施：短期～）

避難以降、子どもたちは、避難先の学校やサテライトなどで学習しています。学習支援の実施等により、制限されている学ぶ機会を増やし、子どもたちの学習意欲の向上につなげていきます。

*教育機能の充実（年度内～）

学校教育に限らず、自らの意思で活動に取り組む部活動などの充実を図ります。また、今までの避難生活を多くのボランティアに支えられてきた経緯を踏まえ、率先したボランティアの参加を促進していきます。これらの活動により、教養や人間力を身につけ、子どもたちの様々な可能性を引き出し、全体的な学力向上につなげます。

③高等教育機会の創出

*** 専門的な学習機会の設置（検討：年度内～短期、実施：中期～）**

なみえを担う人づくりを推進するために、企業誘致や雇用の創出のビジョンを基に専門的な学習機会を提供していきます。

*** 高等教育機関との連携（年度内～）**

講師派遣や専門科目の導入など、高等教育機関との関係を密にしていき、子どもたちの教育レベル向上を図り、優秀な人材を育成していきます。

④生涯学習の推進

*** 学校・地域のリーダーの育成（年度内～）**

災害以降、全国に避難しているため地域のコミュニティは機能を失っています。復興にはなみえの力を集結しなければなりません。さまざまな知識を得て、経験することにより復興の力となるリーダーを育成します。また、子どもたちにおいても、学校教育では学べない社会教育をすることにより、社会性、協調性、リーダーシップなどを学びながら、これからを担う子どもたちを育成します。

*** 生きがい・楽しみづくり（年度内～）**

震災前は、生涯学習の機会があり、多くの人が自分の趣味や特技を伸すといった自由な生涯学習をしていました。それが人の心に余裕を与え、力となっていました。しかし、今はそのコミュニティが崩れバラバラに避難しています。生涯学習の機会を設け様々な分野での繋がりを作っていくことが、人と人とが繋がり、豊かな人間性を育てることに繋がります。

*** 生涯学習環境の整備（短期～）**

あらゆる学習機会を提供する公民館や図書館といった社会教育施設をはじめ、文化施設やスポーツ施設などの整備・修繕をし、情報提供の場として、また生涯学習活動、町民交流の場として整備していきます。

⑤就業支援

***就業支援体制の構築（検討：年度内～短期、実施：中期～）**

就業に関する相談、カウンセリング、セミナー、情報提供など、地元企業や誘致企業などと連携し、きめ細やかな支援体制を構築します。また、誘致企業などの業務に合わせて必要な職業訓練の実施や、高校生等の就職相談会等を開催し、就業の拡大を図ります。

「4-2-1. 放射線の不安がないまちづくり」

1. タイトル

「町内のどこでも放射線の心配をせず、安心して生活が出来るようにしよう」

2. 背景

3月11日の東日本大震災発生に伴う福島第一原発の水素爆発事故により、町全土が事故により放出された放射性物質に汚染される事態となりました。大量の放射線被ばくは、人体の健康に影響を及ぼすとされており、今後町民が帰還し、以前のような生活を送るためには、放射性物質を徹底的に除去し、安心して暮らせる住環境を回復させることが重要です。また、町民の放射線に対する正しい知識の習得も重要です。

3. 将来像

浪江町の全域が完全に除染され、また放射線量が継続的にモニタリングされその結果がリアルタイムに情報発信されることにより、町民が事故前と同様の生活を、安心して送っている。

内部被ばく検査の実施等による継続的な健康管理により、全町民の健康不安が解消されている。

4. 施策推進のための活動方針

安全・安心な暮らしを取り戻そう

放射線の不安がないまちづくり

町内のどこでも放射線の心配をせず、安心して生活が出来るようにしよう。

- 放射線管理
- 徹底した除染
- 健康管理

国が示した除染計画等に基づき、町の除染計画を策定し、国・県・町・地域が総動員し、町全土の徹底した除染作業を行い、放射性物質の除去、放射線量の低減を行い、住環境の回復を進めます。

4-2-1. 放射線の不安がないまちづくり

①放射線管理

* 継続的モニタリングの実施（年度内～長期）

町内にモニタリングポストを設置し、リアルタイムで監視及び情報発信できる体制を構築します。

* 放射線量マップの作成・公表（年度内～短期）

放射線量モニタリングの結果等をもとに、浪江町内の詳細な放射線量マップを作成し、町民に公表します。

* 線量計の全戸配布（年度内～短期）

健康で安全な生活を守るため、町民自ら生活域の放射線量を観測できるよう、全世帯に放射線量計を配布します。

* 内部被ばく検査器の導入（短期）

町民の継続的な被ばく検査を行うため、内部被ばく検査測定器（ホールボディカウンター）を導入します。

* 食品の安全確保（短期～中期）

食品の放射線に対する安全性を確保するための取り組みを実施し、食の安全を確保します。

【 活動内容の例 】

- ・ 町内各所での食品放射線測定器の設置
- ・ 食品放射線測定器購入補助

・・・等々

②徹底した除染

* 除染計画の策定（年度内）

現在、浪江町内の2カ所（津島中学校周辺、ふれあいセンター周辺）において、除染の実証実験が進められています。今後は、国が浪江町の除染計画を策定するにあたって、町内の放射線量モニタリングや除染の実証実験の結果を踏まえ、除染活動の優先順位、方法、役割分担等を定めた実効性の高い除染計画を策定を支援していきます。

また居住可能放射線量の基準や、放射性物質仮置き場等の放射線対策等、除染だけにとどまらない、放射線対策についての方針も議論していきます。

4-2-1. 放射線の不安がないまちづくり

* 放射性廃棄物仮置場の設置（年度内～短期）

町内除染により発生した放射性廃棄物の仮置場を設置し、中間貯蔵施設への搬出まで安全に管理します。

* 放射線及び除染講習会の実施（年度内～中期）

放射線を正しく理解し、町民自ら除染活動など放射線防護に取り組めるよう、放射線に関する講習会、住宅等の除染方法等の講習会を定期的を実施します。

* 除染活動の実施（年度内～長期）

策定した除染計画に基づき、国、県、町、地域が総力を挙げて徹底的な除染活動を行います。また、警戒区域が解除される前に、一部区域を先行的に除染することも検討します。

* 除染ボランティアの公募（年度内～短期）

住宅地等詳細かつ大規模な除染活動を行うため、町民はもちろん、全国から有志をボランティアとして募り、除染活動を推進します。

③健康管理

* 内部被ばく検査の実施（年度内～長期）

長期的な健康管理を行うため、全町民の内部被ばく検査を段階的、継続的に実施します。

* 甲状腺検査の実施（年度内～長期）

チェルノブイリ原発事故による小児甲状腺がんの多発を教訓に、子供たちの甲状腺検査を継続的に実施します。

「4-2-2. 防災・減災に配慮したまちづくり」

1. タイトル

「安心して暮らすことができる防災・減災に配慮したまちづくりを進めよう。」

2. 背景

平成23年3月11日の東日本大震災及び福島第1原子力発電所の事故による原子力災害によって、津波被災地では多くの住宅が流失し、多くの尊い命が失われるとともに、道路、港湾、通信網等のインフラ、これまで積み重ねてきた日々の暮らしや、歴史的、文化的な営みも壊滅的な被害を受け、さらには、放射能の不安を抱えながらの長期避難生活を余儀なくされました。

現在、浪江町が警戒区域内にあるなかで、復旧作業やそのための調査についても様々な制限があり、困難が予想されます。

3. 将来像

今回の震災の反省を踏まえた防災・減災に配慮した新たな都市計画に基づき、防災施設や避難道路が整備され、災害に強いまちづくりが成されている。

また、安全な場所に確実に逃げるという意識の向上や、行政による公助と地域コミュニティによる共助が有機的に機能する仕組みが構築され、万が一の際に、被害を最小限に食い止められる体制が整っている。

4. 施策推進のための活動方針

安全・安心な暮らしを取り戻そう

防災・減災に配慮したまちづくり

安心して暮らすことができる防災・減災に配慮したまちづくりを進めよう。

- インフラの整備
- 防波堤、防潮堤の整備
- 緊急避難道や広域交通網の復旧・整備
- 居住の場の確保
- 防災計画の見直し、災害対応力の向上
- 津波被災のあった地域の新しい都市計画
- 大災害の記憶の継承・発信

「ふるさと なみえ」を取り戻すことができるよう、道路、上下水道等のインフラの復旧を早急に進めます。

また、今回のような悲惨な災害を二度と繰り返すことのないよう、従来の「防災」だけでなく「減災」という観点からも、ハード・ソフト両面の充実を図ります。さらに、浪江町の総合的な防災・減災機能の向上へと繋げ、町民の安全・安心な暮らしを実現します。

①インフラの整備

*復興再建の体制整備（年度内）

浪江町の復興を進めるためには、被害の調査、復旧計画の策定、各復旧工事の契約及び施工管理等を集中的に行う必要があり、早急に復旧・復興に向けての体制を整備します。

*被害概要調査の実施（年度内）

復興計画アウトラインの決定や復興予算の確保、また新たな防災計画の策定のために、早急な生活基盤インフラの被害概要調査を行います。

*被害詳細調査の実施（短期）

復興計画の策定や復興経費の予算化、また新たな防災計画に基づく防災マニュアルの作成のために、生活基盤インフラの被害詳細調査を行います。

*復旧計画の策定（短期）

当面の目標としては、「除染計画」と連動した形で、除染により居住可能となった地域で、町民が安心・安全な状態で暮らせるように最低限のインフラ整備をするための復旧計画（短期）の策定を行います。

そのためには、効率的・集中的な復旧作業による早急な復興を目指し、上下水道・道路・電線・情報通信網、公共施設などの生活基盤インフラの一括復旧工事が望ましいため、各生活基盤インフラの総合的な復旧計画を検討していきます。

また、直接放射性物質が人体に取り込まれる可能性のある上水道の復旧については、専門機関や国等の指導を受けながら計画を策定していきます。

*復旧計画の策定（中期）

浪江町のほぼ全ての地域で町民が安心・安全な状態で暮らせるよう、生活基盤インフラを被災前の状態に復旧・整備をする復旧計画（中期）の策定を行います。策定にあたっては、早期復興のため生活基盤インフラの総合的な復旧が可能となるような計画を検討していきます。

4-2-2. 防災・減災に配慮したまちづくり

*インフラの整備（短期）

当面の目標としては、除染により居住可能となった地域で、町民が安心・安全な状態で暮らせるように最低限のインフラを整備します。

インフラ整備には除染作業との並行作業となるため、各請負業者の放射線管理や汚染地区での施工方法の確立など、作業員の被ばく管理について専門機関や国・県などの責任において実施するよう要請します。

また、効率的に復旧工事や除染作業が実施できるよう、浪江町内あるいは周辺の低線量地域に拠点を開設することを検討します。加えて、短期間で広範囲での作業、かつ放射線汚染区域での作業となるため、請負業者の確保が非常に困難であるので、復旧工事の発注業務支援・進捗管理を国の責任において行うよう強く要請していきます。

上水道については水質の安全性の確保、水源の復旧、また既存の水源が使えない場合は、新たな水源や近隣自治体からの給水を行うことも必要となることから、ポンプ場、配水地等の給水施設の復旧については水源の詳細調査を行ったうえでの復旧を目指します。

また、公共施設や商店、医療機関等が再開するまでの間は、周辺自治体への共同利用等の広域的な連携・協力要請を行っていきます。

*インフラの整備（中期）

インフラの整備（短期）に引き続き、全町的な生活基盤インフラについて、町外・県外に避難している町民が安心して帰還できるよう、復旧計画に基づき復旧・整備を行います。

②防波堤、防潮堤の整備

*国県の防波堤、防潮堤の整備計画に対する浪江町の意向の反映（短期）

津波によって受けた被害を二度と繰り返すことのないよう、防波堤・防潮堤の整備主体である国、県に対して、浪江町の意向を反映した計画の策定と、早期着工、整備促進を強く要望していきます。

また、必要に応じて、浪江町独自の整備計画を策定し、国、県に対して随時、計画の打ち込みを行っていくことも検討します。

*防波堤、防潮堤の整備（短期～中期）

国県で策定する、被災自治体の意向を反映した整備計画をもとに、5年後までに竣工させることを目標に、防波堤、防潮堤の早期着工・整備促進を強く要望し、一日も早い沿岸部の安全の確保を図ります。

③緊急避難道や広域交通網の復旧・整備

* 道路・交通基盤の復旧計画の策定（短期）

既存道路の復旧はもとより、常磐自動車道の早期開通による新たな災害に強い交通ネットワークの構築を進め、より快適な道路空間の整備を図るとともに、被災者の生活安定、社会経済活動の回復に万全を期すものとします。また、これらの事業は国の責任において、実施するよう要望していきます。

* 交通ネットワークの形成（短期～中期）

国道や主要地方道、一般県道の幹線道路をはじめ JR 常磐線、常磐自動車道などは、効率的な復旧作業と物流の回復のために、国と県、JR 東日本や NEXCO 東日本等の関係機関が連携し早期に復旧させます。同時に、町では避難道としての機能も踏まえた広域交通ネットワーク形成の重要性を提言し、町民の重要な交通網として利用できるよう要望をしていきます。

* 町内における避難道の整備（短期～中期）

東日本大震災と原発事故の教訓をふまえ、最悪の想定でいかに住民を安全に避難誘導するかを念頭に置き、災害に強い交通ネットワークの構築を進め、より快適な道路空間の整備を図ります。

【 活動内容の例 】

- ・ 既存の避難道の再整備（114号、浜街道、主要町道等の拡幅・高盛土化等）
 - ・ 新たな避難道の整備
 - ・ 避難案内板設置
- ・・・等々

④居住の場の確保

* 浪江町民全体の居住地の意向調査及び住宅用地の確保（年度内～短期）

東日本大震災や津波により住居が全壊、半壊、流失等の被害を受けた町民や、原発事故の影響で住居が高線量地域となって住めなくなった町民が、今後もそこに住宅を建て直し、居住したいかの意向調査を実施します。

その意向調査結果を、津波被災地の都市計画や防災計画、復興計画に反映させていき、津波被災地における住宅地の整備や、居住代替地の選定を実施していきます。

4-2-2. 防災・減災に配慮したまちづくり

* 復興住宅の建設（短期～中期）

上記の意向調査を踏まえ、仮設住宅等から移り、町民が集まって住む復興住宅地を建設し、一時的または中長期的な居住の場を確保します。

* 津波被害を受けていない住宅の修繕（短期）

津波の被害がなかった地域、放射線汚染の比較的低い地域の住宅については、長い間住んでいなかったことによる損傷や劣化が激しいため、住宅の修繕についての補助や、東電の賠償への要望について検討していきます。

⑤防災計画の見直し、災害対応力の向上

* 防災計画の検証・見直し及び災害対応マニュアルの策定、周知（年度内～短期）

今回の震災の反省を踏まえ、町民の生命・身体・財産等を災害から守るため、町の実情にあった実効性の高い防災計画とするための抜本的な見直しを図ります。

また、有事の際の、浪江町、関係機関、町民、事業者等の役割を再整理するとともに、緊急時の災害マニュアルを町民に周知徹底することで、被害を最小限に食い止め、迅速かつ的確に対応できる体制を整備します。

なお、災害マニュアルについてはより実効性の高いものとするため、国、県、近隣市町村と共同で作成することも検討します。

* 原子力防災計画（年度内～短期）

原子力防災計画の見直しを早急に進め、複合災害を想定した迅速な連絡体制と情報開示のシステムを強化する必要があります。国における計画の見直しを働きかけるとともに、新たな計画を策定していきます。

* 行政の危機管理体制の強化（年度内～短期）

災害対策本部の開設、防災活動の連携、情報収集や応急処置、監視・情報伝達システムの整備等、災害防御につながる防災基盤の強化を図ります。

また、民間企業・団体、他の行政機関等と災害時の応援・協力体制を整備し、被災者の応急的な救助対策を的確に行うことを目指します。

4-2-2. 防災・減災に配慮したまちづくり

* 福島第一原子力発電所事故の反省と二次発生への対応強化（年度内～短期）

帰還後、万が一、3. 11 と同等の事故が発生した場合は、原子力防災計画に基づき、円滑に避難できるような避難道の復旧や避難体制、災害支援協定に基づく受け入れ自治体との協定、国・東電からの情報伝達体制の確立や支援要請等、事故の教訓を生かし万全な体制を確立します。

【 活動内容の例 】

- ・ 有事の際の S P E E D I の情報提供、国からの避難バスの手配
- ・ 迅速に避難者の所在等を把握できる体制の確立
- ・ 衛星携帯電話、発電機、食糧・燃料の常備・備蓄

・・・等々

* 防災意識の啓発普及及び地域防災力の強化（年度内～長期）

広報誌やホームページ等による情報発信の拡充や緊急時対応マニュアルの周知徹底、これまでよりも実効性の高い防災訓練の実施や災害対応の講習会等を実施し、町民一人ひとりの防災・減災知識の普及と意識の高揚、防災力の向上を図る。

⑥大災害の記憶の継承・発信

* 大災害の研究による、震災と原発事故の記録と発信（年度内～長期）

未曾有の災害となった東日本大震災と未だ経験したことのない規模の原発事故と放射能に汚染されたふるさと浪江町からの避難生活、避難生活からの脱却、浪江町の復興までの道のりなどを記録、研究し、この災害の記憶を風化させずに住民の防災意識の維持を図るために世界に発信していく。

* 震災を風化させないための施設整備（中期～長期）

国や県の支援を受け、災害の研究拠点や今回の大震災の記憶を風化させることのないような、そして浪江町の復興を象徴する施設を整備します。

【 活動内容の例 】

- ・ 災害研究拠点の整備
- ・ 長崎平和公園や広島平和記念公園のような施設の整備
 - 慰霊碑や大震災と原発事故の記録を展示した記念館も設置
 - 観光施設、イベント、集会などの多様な使用目的での活用も視野に

・・・等々

4-2-2. 防災・減災に配慮したまちづくり

* ボランティアチームの結成・活動（短期～）

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故という三重の災害を、全国または世界中から支援を受けて災害を乗り越えたという意識を持ち続け、今後は災害被災地の支援を積極的に行っていきます。

【 活動内容の例 】

- ・ 町民の災害ボランティア活動への費用面、行程面での支援
- ・ 災害時における災害救援ボランティアチームの結成
→ 浪江町内の様々な業種からも人員を集め、サービスをパッケージ化して被災地での活動に取り組む

・・・等々

⑦ 津波被災のあった地域の新しい都市計画

* 津波被災地の住民の意向調査（年度内）

大規模な津波の被害を受けた津波被災地住民に対しての居留意向調査を実施し、その結果を新たに策定する都市計画に反映させる。

* 津波被災地の新しい都市計画作成（短期）

津波被災地住民への居留意向調査の結果や新たな防災計画、防波堤・防潮堤整備計画、各種復興関連制度に基づき、津波被災地の新たな都市整備を行うための都市計画を作成する。

* 津波被災地の都市整備（中期）

津波被災地の都市整備について、防災・減災に配慮したまちづくりを進め、震災以前通りに学び、働き、家族とともに生活できる地域に再生するため新たな都市計画に基づき、都市整備を行う。

「4-3-1. みんなが健康で暮らすまちづくり」

1. タイトル

「震災前より暮らしやすく、すべての町民がいきいきと幸せな生活を送れるまちを作ろう」

2. 背景

事故以降、避難生活を余儀なくされた町民は県内外に分散し、行政・公共サービスの提供は困難を極め、避難生活の長期化に伴い、心身の健康状態は著しく損なわれました。こういった状況を早急に改善するためには、事故前と変わらない従来の行政・公共サービスの提供が求められており、特に医療・介護・福祉の分野におけるサービスの回復が重要となっています。

さらに、町民が帰還後も安心した生活を送れるよう、医療・介護・福祉施設の回復や高度先進医療・研究機関等の誘致が必要となっています。

町民の健康不安を解消するため、放射線被ばくの健康影響を町内医療機関をはじめ福島医大等と連携して監視し、町民の健康調査を長期にわたり実施します。

特に、母子及び今後出産を予定する夫婦の健康調査を詳細かつ長期的に行い、それらを記録し、安心して産み育てられる環境づくりを進めます。

3. 将来像

医療、介護、福祉、子育て支援、生きがいづくりなど、震災以前と同様の行政・公共サービスが安定的に提供され、また健康調査が継続的に実施されることにより、町民がいきいきと健康で、今までと変わらない生活を送っている。

また、高度先進医療機関や放射線医療等の研究機関が誘致され、放射線と共存しなければならない町民の不安が払拭されています。

4. 施策推進のための活動方針

震災前より暮らしやすい、元気なまちを実現しよう

みんなが健康で暮らすまちづくり

震災前より快適で暮らしやすく、全ての町民がいきいきと幸せな生活を送れるまちを作ろう。

- 行政・公共サービスの安定提供
- 継続的な健康調査の実施
- 高度先進医療・研究機関の誘致

町民が健康でいきいきとした生活を取り戻すため、行政・公共サービスの安定した提供に努めるとともに、帰還後の医療・介護・福祉を中心とする行政・公共サービスの早期回復と、高度先進医療施設の誘致を推進します。

①行政・公共サービスの安定提供

* 避難先自治体との支援協定（年度内～長期）

原発避難特例法により、町民が避難する受入自治体において行政サービスを受けられるよう受入自治体との協定を締結し、これまで同様のサービス提供に努めます。

* 行政サービスの情報発信（年度内～長期）

原発避難特例法により避難先自治体において受けられる行政サービスの情報を、広報誌、ホームページ、フォトビジョン、DM などあらゆる伝達手段を活用し、迅速かつ確実に提供します。

* 既存の医療、介護、福祉サービスの回復と新たなサービスの創出（短期～中期）

帰還後速やかに生活できる環境にするため、地元医療・介護・福祉再興に向けた支援を行います。

同時に、高齢者の増加による地域課題の解決法として、いわゆる社会的弱者を支える取り組みとしてのコミュニティビジネスの創出にも取り組んでいきます。

【 活動内容の例 】

- ・ 医療、介護、福祉施設等の再開支援
- ・ 大規模医療機関と連携強化（重度疾病対策）
- ・ ドクターヘリ等による救急医療体制の構築
- ・ 介護、福祉分野におけるコミュニティビジネスの創出支援
- ・・・等々

②継続的な健康調査の実施

* 総合健診の拡大（年度内～長期）

事故以前より行ってきた基本健診及び各種がん検診に加え、白血病に係る検査項目などを拡大するとともに、生活習慣病を予防するための検査なども追加し、町民の徹底した健康管理を実施します。

* 「心の健康」維持（年度内～長期）

長期の避難生活や放射線への不安などから、損なわれた「心の健康」の回復させるため、絆事業実施などを通して生きがいを積極的に推進します。

4-3-1. みんなが健康で暮らすまちづくり

* 健康意識の高揚（年度内～短期）

「自分の健康は自分で守る」意識を全町民が持てるよう、町民の健康意識への啓発と高揚を図ります。

【 活動内容の例 】

- ・健康管理手帳の全町民への配布
- ・セミナー、講演会等の実施

・・・等々

③ 高度先進医療・研究機関の誘致

* 高度先進医療・研究機関の誘致（長期）

放射線への町民の不安を払拭し、ふるさとで安心して一生を送るため、がん治療等を専門とする高度先進医療機関や放射線医療等の研究機関の誘致を強力に推進していきます。

「4-3-2. 産業の復興と創造」

1. タイトル

「既存産業の復興と新たな産業の創造により、若い世代が戻ってこられるような雇用の場を生み出そう」

2. 背景

浪江町は現在もすべての町民が避難生活を余儀なくされており、産業の復旧・復興の取り組みは遅々として実施できていないのが現状です。

農業分野については、放射線の影響が少ない南会津地方や県外での営農を希望している方もおり、避難生活が長期化すると農業者の流出が懸念されます。商工業分野においても、放射線への抵抗感から浪江町に戻ってからの事業再開を躊躇しているとの声も多く聞かれます。また、観光分野についても、震災の影響により多くのイベントは実施されておらず、観光協会も全く機能していない状況にあります。そうした中、浪江町商工会青年部による「なみえ焼きそば」、請戸芸能保存会による田植え踊りなどは各地のイベントに参加し、被災しても頑張っている姿を県内外に発信し町民を勇気づけています。

既存の産業の復旧・復興は進んでおりませんが、全国的に「脱原発」「減原発」の気運が高まり、太陽光、風力、火力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーがクローズアップされ、原発に依存しないまちづくりが求められています。

3. 将来像

農林水産業、商工業、観光業といった既存産業について、事業従事者への支援、インフラの復旧等を実施し、賑わい・活気が満ち溢れた浪江町が実現します。

また、再生可能エネルギー関連の企業等を誘致し、原子力発電所に代わる新たな産業を集積することにより、雇用不安が解消される状態になっています。

4. 施策推進のための活動方針

震災前より暮らしやすい、元気なまちを実現しよう

産業の復興と創造

既存産業の復興と新たな産業の創造により、若い世代が戻ってこられるような雇用の場を生み出そう。

- 農業の復興
- 水産業の復興
- 林業の復興
- 商工業の復興
- 産業の復興と発展
- 観光の振興
- 再生可能エネルギーによるまちづくり

既存産業の復興に向け、農業インフラの再生や風評被害対策、避難先での中小企業者対策や商店街の復興対策等を展開します。

また、新たな産業の創造に向け、再生可能エネルギー関連の企業等の誘致を進めます。

①農業の復興

* 農業者のコミュニティづくり（年度内～短期）

一部の仮設住宅入居者によって、絆づくりの一環として「きずなファーム」が開かれています。今後は「きずなファーム」の拡大を支援していきます。こうした活動は地域住民の絆を一層深め、高齢者対策の一環としても効果があるものと思われれます。

* 農業インフラの再生（短期～中期）

農作物を生産するうえで農地の汚染状況を的確に把握することは必要最低限実施しなければなりません。国、県と協力し、継続的に土壌への調査を実施していきます。汚染された農地の表土を剥離することにより、一定の線量が減少するという事は各種実証実験により証明されています。町独自の除染計画に基づいて農地の除染を進め、農業インフラを再生します。

また、津波被害地区については除塩活動を実施していきます。

* 風評被害対策（中期～長期）

いうまでもなく農作物は消費者が直接口にするものであり、安全性は絶対的に担保されていなければなりません。町では農作物を作るうえでの生産工程、点検、評価を行うことにより消費者に安心して提供できる仕組みづくりを JA 等の農業機関と連携して実施していきます。

また消費・販路拡大するためには継続的にイベントへ参加することにより、消費者に安全・安心を PR していかなければなりません。各生産団体、JA 等の農業機関と連携して全町あげて浪江の農産物の安全性を発信していきます。

* 担い手対策について（中期～長期）

農業者の避難先への流出により、全体的な農業者の減少が考えられます。町内だけでなく U ターン、I ターンでの新規参入農家を取り込むために農地の整備とともに住居環境を整えたうえで、意欲的な新規就農者を広く求めることも必要になってきます。こうした活動を JA 等の農業機関と連携して実施していきます。

農業従事者の高齢化により、従来の個人経営主体ではなく集落経営にシフトするための取り組みが重要になってきます。そのためには大区画ほ場での効果的・効率的な農業を行う農業法人の育成や農業用施設・機械・資材への購入補助制度の創設といったことが必要になってきます。

②水産業の復興

* 漁業インフラの再生（年度内～長期）

漁業インフラの再生のために、福島県の港湾整備計画に浪江町としての意見を反映させていくとともに、防波堤・防潮堤の整備に合わせ、請戸漁港の復旧を進め、漁業インフラを再生します。

必要に応じて、浪江町の港湾整備に関する復旧の方針を検討します

* 企業による漁業参入（中期～長期）

水産業の担い手の方の意向を踏まえたうえで、必要に応じて民間企業による漁業への参入を認める漁業振興特区を推進し、民間資本を呼び込むことにより、漁業従事者の高齢化に対応し担い手の雇用確保を図っていくことを検討します。

③林業の復興

* 森林資源の活用（年度内～長期）

林業の振興を図るための具体的な方策について検討を進めていくとともに、間伐材を利用したエコ製品の製造や再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利用を推進していきます。

④商工業の復興

* 避難先での中小企業者対策（年度内～短期）

避難先において、中小企業者が事業を再開できる環境の整備が必要です。中小企業基盤整備機構による仮施設整備事業、県による中小企業復旧・復興支援事業（工場の賃借料等補助）の活用を促進するとともに、浪江町商工会と連携し、事業者の事業再開を応援します。

* 商店街の復興対策（短期～長期）

放射線への影響から浪江に帰還して事業を再開することを躊躇する事業者もいるなかで、震災以前の商店街の形に戻ることは困難が予想されます。こうした問題を解決するため、町独自に空き店舗を活用したチャレンジショップの開設や、体験型の職業実習を通じて「職」に興味をもってもらうなどの活動を、商工団体と連携して実施していきます。

商店街の復興を図るうえで自助努力のみでは限界があり、全国の商店街とタイアップした復興イベントを実施することにより商店街の賑わいを創出します。

4-3-2. 産業の復興と創造

* 企業の誘致活動および既存企業対策（短期～長期）

震災の影響により町内の企業の多くが県外へ避難している状況です。浪江町の復興には既存企業の協力が不可欠であり、各種税制優遇措置により既存企業の帰還と事業再開を支援していきます。

また、「脱原発」「減原発」を意識したまちづくりを実現するため再生可能エネルギーに関連する企業の誘致が必要です。復興特区による税制優遇措置を活用して企業の誘致を推進していきます。

⑤産業の復興と発展

* 産業の6次化（中期～長期）

本来の浪江町の魅力的な農畜産物や水産資源を取り戻した暁には、加工・販売などを含む複合経営、または食品加工会社等の誘致により、新たな産業の創出を目指します。

⑥再生可能エネルギーによるまちづくり

* 関連企業の誘致推進（中期～長期）

復興特区へ参入し、雇用創出に寄与する事業を行う法人を対象とした税制優遇制度を活用して、再生エネルギー関連企業の誘致を積極的に行います。

* インフラ整備（中期～長期）

原発に依存しないまちづくりを実現するために、バイオマス、太陽光、風力など再生可能エネルギーを活用したインフラ整備を実現します。また、自然エネルギーによる利益等が地域に還元される仕組みづくりを実施していきます。

⑦観光の振興

4-3-2. 産業の復興と創造

* 生産団体に対する事業補助（中期～長期）

町全体で生産団体への支援体制を確立し、生産過程においてGAP* 及びトレーサビリティ* を確立することにより消費者に安全安心な特産品を提供します。

また、風評被害の払しょくを図るため、浜通り自治体と連携した取り組みが必要になるので、浜通りや福島県全体での物産展やPR活動等、広域的な視点での復興に向けた取り組みを実施していきます。

※GAP：農業生産活動において、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。食品の安全性向上、環境の保全、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善、消費者の身体の確保等の効果があります。

※トレーサビリティ：対象とする物品（と原材料）の生産段階から消費段階までの過程（誰が生産し、どういう加工や流通経路を経て消費者の手に渡っているのか）を確認できる状態

* 観光施設の復興と創造（中期～長期）

津波・地震による観光施設への被害は甚大であり、施設の復旧に対する取り組みが今後の観光業を左右します。施設の被害調査を早期に実施し、観光インフラの復旧に努めます。

また、上記した、震災を風化させないための、そして浪江町の復興を象徴とする施設を整備する場合には、県内外の方々に来町してもらうことにより将来的に観光施設とすることも視野にして整備を進めていきます。